

マイナンバー（個人番号）制度が はじまります パートV

■11月中旬からマイナンバー（個人番号）の「通知カード」が届きます

11月中旬から11月末までの間に、マイナンバー（個人番号）の「通知カード」が住民登録地へ世帯ごとに簡易書留（ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し）で届きます。受け取る際の注意点については、広報あぐい10月1日号をご覧ください。

平成28年1月から職場や行政機関からマイナンバーの提示が求められます。今回届く「通知カード」は、皆さんのマイナンバーを知らせる大切なカードですので、必ず受け取ってください。

■「個人番号カード」の申請ができます

「通知カード」に同封の「個人番号カード交付申請書」で「個人番号カード」の申請ができます。



個人番号カード（表）



個人番号カード（裏）

【個人番号カードとは】

プラスチック製のICチップ付きカードで券面（表）に氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真、券面（裏）にマイナンバー（個人番号）が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxといった電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスに利用できます。個人番号の証明と本人確認を同時にできる唯一のカードです。

※ 今回届く「通知カード」だけでは本人確認書類にはなりません。

■「個人番号カード」申請の流れ

●ステップ1

〈郵便による申請〉

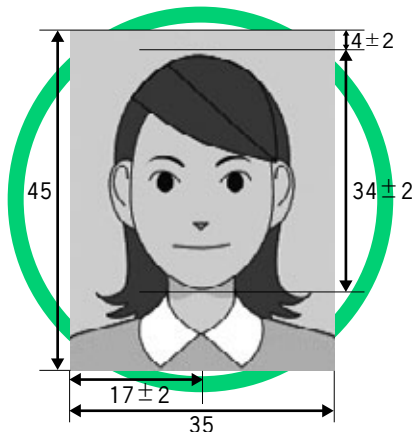
「個人番号カード交付申請書」に氏名や住所などの必要事項を記入し、記名・押印し、顔写真（※1）を貼り付けます。

〈スマートフォン（パソコン）による申請〉

「個人番号カード交付申請書」のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録。メールアドレス宛てに通知される申請者専用WEBサイトにアクセスし、スマートフォンのカメラで撮影した顔写真（※1）を登録します。

※1 使用する顔写真は以下の適切な顔写真の規格を守ってください。

適切な顔写真の規格



▽サイズ

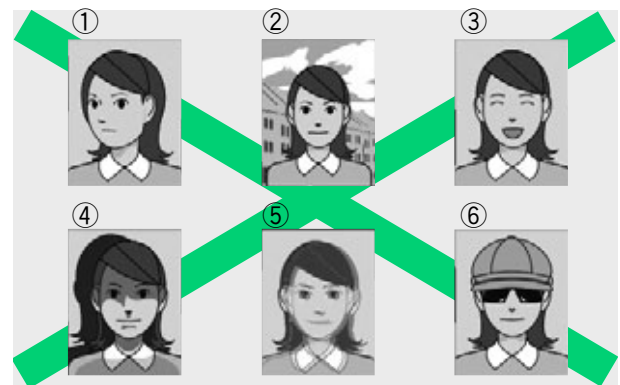
縦45ミリメートル×横35ミリメートル

▽最近6カ月以内に撮影

▽正面、無帽、無背景のもの

▽写真の裏面に氏名、生年月日を記入してください。

不適切な顔写真の規格



①顔が横向きのもの

②無背景でないもの

③正常時の顔貌と著しく異なるもの

④背景に影のあるもの

⑤ピンボケや手振れにより不鮮明なもの

⑥帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの